

# 【 会 議 録 】( 概 要 )

日時:平成 21 年 2 月 21 日 ( 土 ) 15:00 ~ 17:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 14 回会議	場所	越谷市役所本庁舎 5 階 第 2 委員会室
件名 議題	協議事項 ( 1 ) 素案について		
資料等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
出席者	<b>出席委員</b> 田部井部会長、小川副部会長、伊藤委員、越野委員、内藤委員、森木委員、渡邊委員、櫻井 ( 慶 ) 会長 ( 8 名 ) <b>欠席委員</b> 得上委員、長澤委員、山口委員 ( 3 名 ) <b>事務局</b> 中山企画課副主幹、鈴木同主事 ( 2 名 ) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 N P O センター ( 1 名 ) <b>傍聴者</b> なし		
内 容	別紙 主な意見のとおり 合意・決定事項等 政策会議提案の内容について検討を行い、下記のとおり第 1 部会の意見をまとめた ( 第 6 条 ) 第 1 部会では「まちづくりに取り組みます」に修正することを運営・調整委員会へ提案する。 ( 第 10 条 4 項 ) 条文を第 1 部会で作成した案のとおり残すことを運営・調整委員会へ提案する。 ( 第 11 条 3、4 項 ) 政策会議提案の文章は追加しないことを運営・調整委員会へ提案する。 ( 第 13 条、第 17 条、第 18 条 ) 担当した部会の判断に委ねることとした。		

## 主な意見

### (第3条)

- ・4項は「市長等」とすると市民には分かりづらいのではないかと。「行政」としたほうが市役所の職員というイメージになる。
- ・「行政」のほうが漠然としている。議会と市長は住民の代表なので、修正の意見のほうが正当に思う。
- ・わかりやすさと正確さのどちらを優先するかが問題だ。

### (第6条)

- ・「まちづくりに取り組みます」はいい表現だと思う

### (第10条)

- ・2項はどこまでが市政に関する情報か線引きが難しいと思った。
- ・3項は市民の中に在勤者、在学者など税金を越谷市に納めていない人も含まれているので、公平さを欠くことが当然あると考えられる。他の法律との整合性を心配する。
- ・「公平に」の代わりに「正当に」はどうか。
- ・「公平に」の意味の中には地域格差をなくすという意味が含まれていると思う。
- ・「公平に」について解説で書くこともできると思う。
- ・4項は「市政に参加する」より「まちづくりに参加する」のほうがよいのではないかと意見もあった。
- ・「まちづくりに参加する」では受け身的でニュアンスが違ってくる。
- ・八王子市では「子ども幸せ課」ができ、いじめや虐待の子どもの相談窓口ができたそうだ。この条文を入れることでそういうものができるといいと思う。
- ・「年齢に応じて」としたところが大人の市民が参加することと異なるのだと思う。
- ・子どもにも政治的な教養を身につけさせるべきだと発信することに意味があると思う。
- ・当初は子どもの権利については章建てしてこだわったのだから削除はできない。

### (第11条)

- ・3項、4項を追加することはこの条例の性格を考えると後退になると感じる。

### (第12条)

- ・12条1項は責務のようにとられるのではとの意見があった。
- ・説明会では自治会関係者からこの表現でも弱いと指摘されているのだから削除はできない。
- ・災害の時に一番機能するのは自治会だと感じる。
- ・第1部会では第12条についてはかなり議論したので削除はできない。また、第24条は行政が主語となり、第12条では市民サイドからの観点で書いているので、重複しているとは言えないと思う。

### (第13条)

- ・4項は議会に対して議会基本条例を策定することを示唆する文言は答申案にあったとしても削除されるのではないかとと思われる。
- ・前回の全体会で多数決までとって残した条文であるので削除はできない。

### (第17条)

- ・17条はこの条例にそぐわないので削除との意見もあったが、政策会議の意見のとおり職員の告発義務だけでなく職員の保護とセットで載せたほうがより通報しやすくなるのではと考える。

### (第18条)

- ・5項は自らの責任で法令の解釈ができるだろうかとの疑問がある。「法令の範囲内」とのくりが必要である。
- ・弾力的な解釈とはどの程度かが問題になってくると思う。

### (その他)

- ・推進会議についてはどこの会場でも質問があった。他の審議会との関連など検討しなければならない大きな問題がたくさんある。